

## 行田市子宮頸がん予防啓発プロジェクト実施要領

### （目的）

第1条 行田市は、国によるヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）接種の個別勧奨再開等を踏まえ、市民が子宮頸がんで苦しまないために、子宮頸がんの予防（HPVワクチン接種及び子宮頸がん検診）について啓発する行田市子宮頸がん予防啓発プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を実施する。

### （プロジェクトの内容）

第2条 行田市及び本プロジェクトの目的に賛同する団体・企業等（以下「参加団体等」という。）は、それぞれの特性・特長を生かして、主体的に子宮頸がんの予防啓発活動を行う。

### （市の役割）

第3条 行田市は、次に掲げる取組を行う。

- (1) 市報、ホームページ、リーフレット等の広報媒体を活用した啓発に関する取組
- (2) プロジェクトへの参加団体等の拡大に関する取組
- (3) 参加団体等が行うプロジェクトに関する取組に係る参加団体等との連絡・調整
- (4) 参加団体等の取組に対する計画及び実績の集約

### （参加団体等の役割）

第4条 参加団体等が行う取組については、別に定めるところによる。

### （費用）

第5条 行田市は、参加団体等が取組を行う際の経費について、補填を行わない。

### （その他）

第6条 この要領に定めのない事項は、その都度協議して定める。

### 附 則

この要領は、令和4年4月26日から施行する。